

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成31年1月教育委員会会議：定例会

期 日 平成31年1月16日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時40分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 なし

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教育次長(指導課長)	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	久保田宜孝
	指導課主幹	村上 武宏	教育センター所長	佐藤 和浩
	社会教育課長	高橋 慎一	佐倉図書館長	徳屋 悦子
	文化課長	鈴木 千春	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事務局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より1件報告

- ・始業式について。16日間の休業日が終わり、1月7日に始業式を行った。事故もなく3学期を迎えることができた。子どもたちは、元気に登校していた。3学期は年度のまとめなので、子どもたちの成長を評価しながら、指導成果と改善を明らかにし、次年度へつなげていきたいと思う。

② 小中学校のいじめの状況について【指導課長】

- ・小中学校のいじめの状況について、12月末時点でのいじめの認知件数は、小学校が334件、中学校が103件の合計437件だった。昨年度の同時期と比較す

ると、小学校では166件の増加、中学校では7件の増加となっている。いじめの様態としては、冷やかしやからかいなどの言葉によるものが先月同様に6割以上を占めている。次いで軽い暴力、3番目が物を隠すが、多く報告されていた。また、ラインによるいじめの案件は2件あり、小中学校でそれぞれ1件ずつ発生した。また、中学校で部活動内のいじめも数件報告されている。学年別に認知件数を調べたところ、12月については、小学校6年生、男女ともだが、全体の3割を占めていた。また、中学校2年生、こちらも男女ともが全体の6割を占めている。重大ないじめにつながる案件の報告はなかったが、今後もしじめに対するアンテナを高く持ち、事案の早期発見と即日対応に心がけていく。

③ 感染症について【指導課長】

・感染症について。1月7日月曜日から15日火曜日までの状況について。初めに、市内のインフルエンザの状況だが、7日から罹患者が増加して、15日現在で347名が罹患している。これに伴い、本日16日水曜日以降、5つの学校、13学級でインフルエンザによる学級閉鎖の措置をとることとなっている。347名の罹患者のうち、約6割以上がA型である。ほかの感染症については、感染性胃腸炎は16名、溶連菌感染症は17名で、年明けからの集団発生の報告はなかった。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加報告。先ほど話があったように、インフルエンザが急にふえた。第1週、1月1日から1月6日までだが、このときに定点当たり、印旛支部管内で、10.4だったのが、先週1月7日から1月14日の定点は38.8まで上がった。だから4倍近くインフルエンザの罹患者がふえている。例年だと、学校が始まってからふえるのがほとんどだったが、ことしは年明けから急にふえたので、これからどこまでふえるか、わからないが、十分注意していただきたいと思う。それから、感染性胃腸炎だが、これは学校が始まってから急にふえて、第1週の1月6日までは定点当たり2.4人だったのが、1月7日からの1週間は12.8までふえた。これは定点当たりで6倍。こちらも引き続き注意をしていただきたい。

一応溶連菌はそれほど多くないので、やっぱり今は2つ、感染性胃腸炎とインフルエンザ。インフルエンザは、かなりことしは急にふえたので、十分に注意をしていただいて、学校現場では手洗い、うがい、マスクの着用はきちっとやっていただくということが大事かなと思う。

【委員1名より】

いじめのところラインによるいじめが小中学校で出ているということだが、これは一度ラインにのってしまえば、あと大変だろうと思うが、その辺の指導は具体的にどのようなようになっているのか。

【指導課主幹】

各学校で外部の専門家を呼んで研修会等を行い、SNS、インターネットを通じた、こういった形のいじめが広がって大きな被害につながるというところについては、逐一指導しているところである。また、職員のほうもさまざまな雑誌とか、研修のほうに参加して、専門的な知識を得られるように、学校のほうでは努力しているところである。

【教育長】

主幹が話したのは、常々努力事項である。委員がおっしゃった、この事案に対する対応は、基本的に親に伝えている。親に伝えて、警察にしかるべきものについてはアドバイスいただいているということで、再びこのようなことないようにということで、周りで見守っているというか、そういう形の対応をしているというのが大原則である。

【委員1名より】

わかった。やはり相手が相手だけに。今までの対人というか、そこと全く違うということをやはり理解しておかないと、本当に取り返しが見つからないということになりかねないと思うので、今後とも指導のほうをよろしく願います。

【委員1名より】

今のラインのことなのだが、今回2件ということで、これは子どもが申告をしているということで見つかったということか。

【指導課主幹】

これは2件とも子ども本人もしくは周りの人間から上がってきたものを担任のほうで押さえて報告という形になっている。

【委員1名より】

ラインだと、他人がなかなかその検索が難しいと思う。学校の先生としては直接ラインのチェックはできない。

【指導課主幹】

そうである、今のところは。

【委員1名より】

やっぱり周りの友達とか親御さんからの報告しかないということですね。

3 議決事項

議案第1号 平成31年度佐倉市教育費当初予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ。予算内示額の総括となる。平成31年度当初予算については、先月12月の教育委員会議において要求額で協議をさせていただいたが、今回は内示額により審議をお願いするものである。表の下のほうにことわりを記載させていただいている。平成31年度は、4月に市長選挙が予定されていることから、経常的経費や当初予算に計上しないと事業の執行に支障の生じる経費のみを計上する、いわゆる骨格予算となる。年度当初の段階では、予算を必要としない政策的な事業や事業を拡大する経費などは、選挙後の補正予算で措置することとなり、当初予算では計上されない。こ

のため平成 31 年度の内示額は年度当初の骨格予算としての額となる。

前回の 12 月定例会において協議いただいた予算要求額については、政策的経費などについても含まれていたもので、前回の要求額と今回の内示額との単純な比較をすることはできなくなってしまうが、ご了承のほどお願いできればと思う。また、最終予算案は市議会に提案される前なので、今後内容等が変わる可能性もある。これらのことをお含みいただき、審議いただきたい。

1 ページの総括だが、平成 31 年度教教育費の総額は教育委員会所管分が 47 億 7,355 万 1,000 円である。骨格予算のため単純な比較はできないが、平成 30 年度予算と比べ約 6 億 9,000 万円減少している。

資料の 2 ページ。教育委員会所管分の項別予算額。平成 30 年度予算と比べ小学校費と社会教育費が大きく減少している一方、中学校費が増加している。これは主に、平成 30 年度予算では小学校施設改築・改造事業、具体的には間野台小学校体育館の屋根落下防止対策事業と市民音楽ホール施設整備事業の天井改修等に係る予算が特に大きく増加していたものが、事業の実施または完了に伴い平成 31 年度は減少したためである。

また、中学校費については、施設改築・改造事業として来年度井野中学校の体育館屋根落下防止対策工事や空調整備などを予定していることから増加しているものである。骨格予算ということで、この後ご説明する政策的経費・臨時事業においては、いわゆる肉づけの部分がないので、減額になっている項目が多いという形になっている。

3 ページから 4 ページ。政策的経費・臨時事業の一覧である。主な事業内容は、前回の教育委員会議でご説明したとおりだが、予算査定の中で経費の精査などにより全体的には要求金額から削減されている。事業の優先度などから見送られた内容もあるが、全般的には予算要求した内容から大きな変更はなく、おおむね要求した方向で事業が執行できるものと考えている。

なお、先ほど説明したとおり、平成 31 年度当初予算は骨格予算となるので、当初予算には計上されない事業や経費がある。例えば 3 ページの中ほどにあるナンバー 21 の教育総務課、小学校体育施設整備事業は補正予算での対応となり、内示額の欄には横棒を記載している。このような事業、経費は当初予算には計上されないもので、選挙後の補正予算で再度要求していくものである。また、同じく 3 ページのナンバー 30、社会教育課、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業では、設計業務委託料と施設等新設工事費等を要求していたが、設計業務委託料のみ骨格予算として計上された形となっている。

また、これらの理由とは異なるが、学校の空調整備事業について前回の予算要求の段階では空調設置工事に係る費用を 13 年間で分割して支払う予定で計上していた。しかし、国の補助金の内示を受

けたことに伴い工事費を一括して 11 月補正予算に計上したので、分割払いを予定した予算については減額となっている。

3 ページ、ナンバー20 の小学校施設改築・改造事業では、約 5,000 万円の減少、ナンバー24 の中学校施設改築・改造事業では約 2,500 万円減少している。また、ナンバー26 の幼稚園施設改修事業では、約 600 万円が予算要求段階よりも減少したような結果となっている。

以上の政策的経費・臨時事業の骨格予算として計上される内容を財源となる歳入とあわせて、5 ページから 12 ページまでに掲載している。こちらについては後ほどお目通しをいただければと思う。

次に、資料の 13 ページから 16 ページまでにかけて経常事業の一覧となっている。経常事業についても、全体的には前回の要求金額から経費の精査等により削減されているが、特に大きく変更となった事業はなく、おおむね要求どおりである。

平成 31 年度予算の特徴としては、これまでのいじめ防止対策やインクルーシブ教育を初めとするさまざまな事業を継続的に推進していくとともに、外国語活動に関する対応など、きめ細かな教育の一層の充実を図ろうとするもの、体育館屋根落下防止対策事業や空調整備などを初めとする学校施設の整備など、安心、安全で良好な教育環境を確保しようとするもの、また（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備など、社会教育施設の充実を図り、市民の学習環境を整えようとするものなどが特徴的な事業として挙げられると考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

骨格予算ということなので、これからまた改めてということだろうと思うが、3 ページ、ナンバー20 と 24、中学校の予算減額のほうは余り大きくはないというか、むしろ 30 年と比べると、小学校のほうは 2,800 万ということで、これ内容的に例えば空調については両方とも同じような扱いだろうと思うが、主に施設維持管理費等で少し減っていくだろうということか。補正予算でこれは多分復活してくるだろうと思うが、それはもうないのか、もうこのままでいくのか。

【教育総務課長】

今回については、特に復活等は予定していない。小学校費のほうは、30 年度に比べると間野台小学校の体育館の屋根落下防止対策工事が大体 2 億 5,000 万ぐらいで、計画的に進めているので、今年度間野台小学校、今着工しているが、来年度井野中学校をやる予定で、その関係で中学校費のほうは増額しているような形になっている。

【委員 1 名より】

そうすると、これ別にアンバランスということではなくて、このままこういうものだと思っていただければいいわけですね。

《議決結果》
可決

議案第2号 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：初めに、この規則改正の背景について、25 ページをもとに説明する。平成 29 年 3 月に学校教育法の一部が改正され、学校教育法第 37 条第 14 項に定められている事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正された。あわせて下段にあるが、事務主任に対する規定についても具体的に表記された。この背景は、現在、学校では子どもをめぐる教育課題が複雑化し、校長、教頭、教諭の負担が大変大きくなっている。そこで、この負担を軽減し、学校の運営体制を強化するため、事務職員に対してもただ単に事務従事するというだけでなく、積極的に学校運営に参画できるようにするために環境を整え、関係法令の改正がなされたものである。

今回の改正は、関係法令の改正に伴い佐倉市の管理規則においても事務職員の職務の位置づけをより明確にし、効果的、効率的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、その専門性を生かして校長を経営面からもサポートをし、教育支援を行うことができるように改正を行おうとするものである。

2 ページ。右側が改正前、左側が改正後となる。初めに、左の改正後の第 4 条の表の事務長から主事までの職務の欄をごらんいただきたい。事務長、主査の職務について、上司の命を受け、事務を掌理するとする。ここまでは改正前のものと変わりはない。

今回の改正については、表の副主査、主事の職及び職務に関して下線部分の「上司の命を受け、事務をつかさどる」とし、職の区分と職務を改正している。これは先ほどご説明申し上げた 25 ページの資料の学校教育法の一部改正にあった事務職員に定めてある第 37 条第 14 項の文言、事務職員は事務に従事する」から「事務職員は事務をつかさどる」に合わせた表現と変えている。また、改正後の表中の一番下にある第 8 条の 7 については、事務主任は校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たると改正する。この文言についても、学校教育法施行規則第 46 条第 4 項に合わせた表現改正となっている。

ただいま説明したとおり、今回の改正はいずれも関連法である学校教育法や同法の施行規則の一部の改正を受け、佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を改正しようとするものである。本日議決をいただいた後は、4 月 1 日の施行に向けて、さらに準備を進めていく。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：議案第3号については、佐倉市立図書館協議会委員が今月1月末をもって2年間の任期が満了となることに伴い、新たに委嘱を行うものである。1ページ、候補者の一覧である。佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条には、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。定数は10人以内となっており、委員の構成については佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第19条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者2名、市民3名となっている。これらの規定を踏まえ、今回候補者10名を選出した。このうち、市民公募者は3名。また、再任が6名で、新任が公募委員1名を含めまして計4名である。

ちなみに、名簿の1番と2番の方は小学校、中学校の学校教育関係者。3番の方は社会教育の関係者。4番と5番の方は家庭教育の向上に資する活動を行っている団体からの推薦者である。この団体の佐倉地域文庫連絡会は、地域の集会所等で子どもの本の貸し出しやおはなし会を行っている文庫の連絡会で情報交換や勉強会、おはなし会等を実施している団体である。また、おはなしきゃらばんについては、人形劇や大型紙芝居等を通じて本への興味を持ってもらう活動をしている団体。6番と7番の方は学校教育の経験が豊富な方、また短期大学の講師で大学図書館を担当されている方の学識経験者である。8番から10番までの3名が公募の方。今回3名の公募したところ、6名の応募があり、選考委員会にて申込書及び小論文「公共図書館の課題として思うこと」、800字程度により審査した結果、この3名を候補者とした。

なお、公募委員の市外の方がいるが、佐倉市民協働の推進に関する条例及び佐倉市附属機関等の委員公募に関する要綱の規定に基づき、市内に在住、在勤、在学の方を市民応募者資格として募集を行っている。また、うち2名が再任となっているが、再任を規制する規定はない。あくまでも審査基準表に基づき小論文の評価及び申込書の記載内容で決定した結果である。

委嘱期間については、平成31年2月1日から平成33年1月31日ま

での2年間。2ページ目は候補者略歴。3ページ目は、委嘱状の案。
4ページ目から図書館法、続いて佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この方はお幾つか。

【佐倉図書館長】

67歳。

【委員1名より】

一応学校教育及び社会教育関係ということだが、これは今29年からの経歴はわかるが、その前は学校の先生か何かされていたのか。

【佐倉図書館長】

今回は佐倉市公民館運営審議会委員からの推薦をいただいたものだが、以前は佐倉市役所のほうに勤務をされていて、佐倉市教育委員会のほうでも勤務はされていた。

【委員1名より】

平成29年から専任講師ということですが、この方はお幾つになるのか。

【社会教育課長】

50代だと記憶している。

【委員1名より】

平成29年から専任講師ということなので、それまでずっと敬愛短大に見えていたということか。それとも、新たに29年からこちらに見えたということか。

【社会教育課長】

民間の企業にお勤めをしていたように記憶している。

【委員1名より】

学校図書館の司書をされていたということなのか。

【佐倉図書館長】

司書ではなくて、短期大学で持っている図書室、メディアセンター部門のご担当もなさっているということで、ご専門は、保育のほうで、その過去の著作物とか研究論文の中には絵本とか、そういった保育の関係を共著で出されていたり、そういうことをされていた方である。

【委員1名より】

そうすると図書館での経験は余り長くないということか。

【佐倉図書館長】

図書館での経験はそうである。

【委員1名より】

これ推薦はどこから来ているのか。

【佐倉図書館長】

千葉敬愛短期大学のほうに推薦をいただいた。

【委員1名より】

これはこちらから推薦をお願いしたのか。それとも、向こうが推薦してきたわけか。

【佐倉図書館長】

こちらからお願いをした。

【委員1名より】

そういう場合って、応募書類に何か小論文みたいなものをつけるのか、そういうことはないのか。

【佐倉図書館長】

そういうことはなく、お願いをして、事前に面会というか、こちらのほうでもこういった仕事なのですがということで、その方とはお会いして、お話をしたりして、なおかつ推薦もいただいている。

【社会教育課長】

補足の説明をさせていただく。現在、佐倉市の図書館司書が数名、敬愛短大から依頼を受け、読み聞かせの講座とかを敬愛短大のほうで講師の先生として、指導しているといった経緯があり、子どもの読み聞かせというのも非常に大事なものと捉えており、佐倉市の司書と敬愛短大とでそういった関係もあったことから、敬愛短大のほうにお願いをして、敬愛短大のほうからご推薦があったと、そのような経緯である。

【委員1名より】

経歴が29年の4月からしかなくて、どういう経緯かなという、それで質問させていただいた。

【委員1名より】

先ほど年齢的な部分もお話にあったので、少し気になっていたが、若干全体的に年齢層が高目ではあるけれども、そういった経験であるとかご自身の経歴の中で子どもと図書というところでの携わりがある方も多くいらっしゃるので、そういった年齢層を幅広くカバーするという面では全く問題ない感じか。

【社会教育課長】

事務局としては、ほとんど問題ないと思っている。

【委員1名より】

公募の三人なのだが、申込書をしっかり書いていただいているが、8番の方、ご自分の一応思いでということ書かれているが、ちょっと具体的な図書館に対して何をしたいかということが少し弱かったような気がする。これはほかの3人の方、6人いて3人推薦されたということだが、ほかの3人の方、ここに推薦されていない3人の方って、やっぱりもうちょっとインパクトがなかったのか。

【佐倉図書館長】

審査会のほうでは、各館長3名と次長、社会教育課長のほうで審査をさせていただいたが、そのとおりで、申込書もしくはそういった小論文を読む中で、ほかの3人の方よりはこの方のほうが図書館について市民目線でご活躍いただけると判断させていただいた。

≪議決結果≫

可決

4 協議事項

協議事項(1) (仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に向けた「基本設計」(案)について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：別紙をごらんいただきたい。上の四角の枠内となる。佐倉図書館の整備に当たり、今年度は設計業務などを実施している。設計業務委託は、基本設計と実施設計とを一体として公募型プロポーザル方式により契約した。

設計業務委託における基本設計(案)の概要は以下のとおり。

1 番目には、スケジュールを示し、平成33年度中の供用開始を目指している。

2 番目は、基本設計(案)の概要。①番、建設場所は新町40番地1ほかで、新町駐車場。敷地の面積は約4,200平米、③の計画としては地上3階、地下1階を予定しており、面積はごらんのとおりだが、今後いろいろと検討する中で増減の変動が生じる可能性はある。建物概要については、まずは図書館がメインなので、どのような図書館がよいか、市民ワークショップといった市民の声、また現場で働く司書の声、加えて既に前回の基本構想基本計画の際にいただいたパブリックコメントなど、いろいろな声を踏まえたとき、図書館はワンフロアがいいだろうという答えが導き出された。理由は、既に志津図書館、南図書館もワンフロア、利用者にとっても同じフロアのほうが本を探しやすい、これは司書さんたちも同様である。さらには子育て世代の利用者にとっては、子どもに目が届いて本も探せるなどの理由である。また、新しくすてきな図書館をつくれれば、おのずと多くの来館者が見込まれる。そのためには、ある程度駐車場を確保する必要があると考えた。加えて、秋祭りなど催事の継続性の観点から、駐車場と申すか平場を確保する必要がある。そのような理由から図書館を地下1階とする案が浮んだ。地下1階の図書館は、子どもから高齢者まで多くの世代が集い、1階には多くの方々が交流できるにぎやかなスペースを確保する。2階は、市史編さん室や佐倉を学ぶフロアなど、調べ学習ができる静かなエリアとしてすみ分け、音の問題にも対処する。また、3階はバックヤードを予定している。

具体的には図面をごらんいただきたい。最初は、上空から見た図面となる。下が新町通り、上が京成佐倉駅となる。建物を東側に寄せることで、多くの駐車場が確保できるとこのように考えた。

次は、地下1階平面図となる。先ほどと同様に、下が新町通り、上が京成佐倉駅方面で、北向きとなる。上の部分がお話テラスとなる。これは市民体育館や市役所の地下食堂と同様に、斜面をうまく使って、北側の光を取り入れる。書籍については直射日光で表紙が焼けることを嫌うし、読書の際も落ちついた光のほうが本は読みやすいので、図書館としては安定的な北側の光は最高であるというふうに捉えている。

その下、右側の部分には主に子どものエリアを設けた。円形階段を利

用したお話室や子どものテラスを設けるなど、子どもたちと保護者が一緒になって本に親しめるものというふうに考えている。加えて、エレベーターの前に子育てに関する相談カウンターを設け、子育てに関し気軽に相談できるよう工夫したところである。真ん中の階段を中心に、左側は一般図書エリア。音の問題から、左の一般と子どもの右というふうに分けたが、成長する子どもたちを考えると、ヤングアダルトという中高生が親しむ本をこの境目に設けた。また、子ども連れの保護者を意識して暮らしに関するコーナーを子どもたち寄りのほうにしたところである。年配の方々には、大活字本のニーズがある。このあたりには子どもコーナーとちょっと距離を置いて、ゆったり本が選べるように配慮したところである。さらに、読書啓発などの講座を見据え、ワークショップや学習室を設けたところである。

続いて、1階部分を説明する。左下が入り口となる。新町駐車場から入りやすいような形で、この左側が入り口。カフェ、それからフリースペースをしつらえた。エレベーターは利用者が2基、またバックヤード用のものが1基。共通ワークショップルームは、おはなしきゃらばんなどのいろいろな催し物を予定している。上の半円は階段で、下の図書館のほうへ行けるようになっている。さらに、広場出入り口をここの部分に設け、お祭りや催し物など多くの方々が行き来できるように工夫した。催し物の際、この階段を使って図書館まで少し足を延ばしていただくこと、現実的にはお手洗いの利用なども見据えている。

参考までに、駐車場のほうで山車を並べたときに、どんな感じになるか示しており、一応将来を見据えて7基まで並べられるような、そのようなふうになっている。

最後に、2階と3階になる。2階部分、左手になるが、階段を上がっていただくかエレベーターを使って上がっていただく。(仮称)佐倉を学ぶエリアとなる。市史編さん室もこちらで、ぱっと佐倉を知ること、それからじっくり歴史を学ぶことなどを想定している。この2階のフロアは、基本的には静かな、音が出にくいフロアといふように捉えている。もちろん館内の本をこちらでじっくり読んでもらうことも可能のようにしてまいりたいと考えている。

3階については、閉架書庫や施設維持などのための機械などを設置する予定。

次のページ。施設をスパッと縦に切りました断面図。まず、東西に切り、下の部分なのだが、これがちょうど入り口部分に当たる。ちょうど手前側のこの辺におうちがあったり、それから木があったりとするので、建物がぱっと通りから見づらいということもあり、こういうふうに少し門を設ける、それで建物が通りからも見えるような形にしようというふうに設計をしている。次は、これ南北に切った図面で、こっちが京成佐倉駅で、こちら側は美術館。ちょうどこの上の図面が駐車場から見た外観になる。外観については、城下町らしさを演出してまいりたいので、今後も調整を進めている。最後がイメージの模型となる。ここの部分に北側の北側傾斜など法律の規制があるということを示しておくことが1つ、それから図書フロアと擁壁のイメージしたのがこちらになり、光が

きれいに入って、こちらから見ると意外と地下というよりは1階というように見えるかなというふうに考えている。開放感があって、柔らかで安定した光を取り入れるよう工夫をしたところである。

今月については、この協議を行い、来月議案として提案する予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２） 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例施行規則の一部改正について

文化課長より上程協議題の説明

内容：今回ご協議いただくのは公開している3つの文化財施設の入館料について、小中学生の入館料を免除する曜日を、現在土曜のみだが、さらに日曜及び祝日を免除対象に加えようとするもので、そのために旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料に関する条例施行規則の一部を改正するものである。規則改正する点は1点で、3ページの新旧対照表をごらんいただければと思う。施行規則第2条第1項において、入館料を免除する場合を掲げているが、その5号に現在は「学校教育法第29条に規定する小学校の児童及び同法45条に規定する中学校の生徒が土曜日に入館する場合」、その土曜のみを規定しているが、この土曜日に日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を加え、免除対象を拡大しようとするものである。この改正理由については、資料1ページの2、背景にあるように、少子高齢化に資する事業や施策について市役所庁内での協議が進んでおり、その中で教育委員会でも何かできることがないかと検討した中で、文化財施設の小学生の入館について免除対象日を拡大することによって、子どもたちの入館を促し、歴史のまち佐倉をこれまで以上に体感することができ、歴史学習の一助になること、さらには情操教育にかかわる経済的負担の軽減により、子育てしやすい環境整備にもつながるといったことから、これまでの土曜日のみを対象としていた免除対象に日曜日及び祝日を加えることとした。

なお、今回改正の施行日は本年4月1日とする。今後の予定については、次のページにあるように、本日も協議いただいた後、法規審査会を経て来月の定例教育委員会議に議案として提出させていただきたいと考えている。

資料としては、規則の改正なので新旧対照表のほかに現在の規則を添付させていただいている。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成31年2月定例会 2月20日(水) 午後3時00分より
社会福祉協議会2階会議室